

こ政号外  
令和2(2020)年5月5日

各幼稚園設置者 様

栃木県保健福祉部こども政策課長

緊急事態宣言の延長に伴う幼稚園における臨時休業等について（依頼）

県の子ども・子育て支援行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、栃木県緊急事態措置として、幼稚園や認定こども園（1号認定子ども対象）に、令和2(2020)年5月6日（水）まで臨時休業を要請しているところですが、国の緊急事態宣言の延長を受けて、本県の緊急事態措置期間を5月31日（日）まで延長したのでお知らせします。

なお、この緊急事態措置期間のうち、5月10日（日）まではこれまでの要請内容を継続しますが、5月11日（月）からは、学校として区分される幼稚園については休止を要請する施設から除外することとなりました。（4月30日付けこども政策課長通知により、5月31日（日）までお願いしていた幼稚園や認定こども園（1号認定子ども対象）の臨時休業については、取扱いを変更いたします。）

また、幼稚園の再開に当たっては、貴園の受入環境等を鑑み、家庭での対応が可能な利用者については、必要に応じ利用の自粛をお願いするほか、「新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日付け2文科初第222号文部科学省初等中等教育通知）別添2 Q&Aなどを参考に、感染拡大防止対策に努めてくださるよう御協力をお願いいたします。

こども政策課  
子ども・子育て支援班  
TEL:028-623-2064  
FAX:028-623-3070